令和８年（フ）第６７０号
北海道江別市野幌町75番地の16　青木ハイツ402号室
破産者　鎌田愛莉沙（旧姓鈴木）
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８８９号
札幌市中央区南13条西６丁目４番16―603号
破産者　江頭　成和
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６５号
北海道旭川市住吉４条１丁目８番15号　サンハイム３－Ｆ号
破産者　大石　裕巳
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３３号
青森市小柳６丁目23番８号
破産者　櫛引なつ子
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１３０３号
仙台市泉区館３丁目53番地の10
破産者　湯田かすみ
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８７号
代替住所Ａ（旧住所　仙台市太白区太白３丁目１番３―204号）
破産者　守屋　馨香
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３０７号
仙台市青葉区木町16番１号　ブライト木町101
破産者　齋藤　祐太
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１４号
茨城県ひたちなか市大字東石川213番地１　リバティーパレス212号、前住所茨城県日立市川尻町５丁目42番16号
破産者　加藤　直之（旧姓永山）
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１４６号
茨城県那珂市後台1320番地１　カーサ・コルディアーレ310号室
破産者　平井　正幸
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１５８号
茨城県那珂市菅谷972番地４
破産者　和田　　勇
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第７８号
栃木県小山市小薬297番地、前住所栃木県鹿沼市上野町298番地３プラティーク晃望台102
破産者　滝澤　正勝
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第７３号
埼玉県志木市上宗岡四丁目10番45号　エイトラックスⅠ　203号
破産者　麓　博之介
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３４８号
さいたま市南区根岸２丁目16番23号　ハイブリッジ根岸106号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市芝中田２丁目26番16号　センチュリーパレス　101号
破産者　角田　正子
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５９３号
さいたま市南区鹿手袋６丁目19番14号　レオネクストシャイン浦和202
破産者　池戸佑夏里
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６０３号
埼玉県北足立郡伊奈町寿三丁目157番地　イナスカイマンション202
破産者　関口　康一
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６８７号
埼玉県久喜市久喜東６丁目１番53―206号
破産者　西川　和宏
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７１６号
さいたま市見沼区東大宮２丁目58番地３　ＥＡＳＴ102
破産者　鈴木　克明
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７１８号
さいたま市岩槻区大字小溝189番地５
破産者　髙橋　　彩（旧姓小峰、渡邊）
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係